

市町村コード	141046	都道府県 神奈川県 横浜市 ナカ
141046		
神奈川県		
横浜市		

振替口座番号	加入者
00260-2-960093	横浜市会計管理者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税制については、法人課税信託の名称を併記）

見本

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
株式会社 法人課税課 様

年度	種	年度	区	税目	課区	区分	期(月)	管理番号	C/D
06	A	06	30	04	1	30	00	12-00345	8

事業年度 申告区分
令和6年1月1日～令和6年12月31日 確定申告

法人税割額	01	21	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	31	
均等割額	02	32						5	4	5	0	0	42	
延滞金	03	43											53	
	04													
合計額	05	54						¥	5	9	5	0	0	64

納期限	令和7年2月28日
指定金融機関名(取りまとめ店)	横浜銀行本店
郵便局取りまとめ店	郵便番号224-8794 横浜貯金事務センター
中区	領収日付印

都市コード100
上記のとおり通知します。(市町村保管)

市町村コード	141046	都道府県 神奈川県 横浜市 ナカ
141046		
神奈川県		
横浜市		

振替口座番号	加入者
00260-2-960093	横浜市会計管理者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税制については、法人課税信託の名称を併記）

見本

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
株式会社 法人課税課 様

年度	種	年度	区	税目	課区	区分	期(月)	管理番号	C/D
06	A	06	30	04	1	30	00	12-00345	8

事業年度 申告区分
令和6年1月1日～令和6年12月31日 確定申告

法人税割額	01							5	0	0	0		
均等割額	02							5	4	5	0	0	
延滞金	03												
	04												
合計額	05							¥	5	9	5	0	0

納期限	令和7年2月28日
中区	領収日付印

上記のとおり納付します。(金融機関等保管)

市町村コード	141046	都道府県 神奈川県 横浜市 ナカ
141046		
神奈川県		
横浜市		

振替口座番号	加入者
00260-2-960093	横浜市会計管理者

所在地及び法人名（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税制については、法人課税信託の名称を併記）

見本

横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階
株式会社 法人課税課 様

年度	種	年度	区	税目	課区	区分	期(月)	管理番号	C/D
06	A	06	30	04	1	30	00	12-00345	8

事業年度 申告区分
令和6年1月1日～令和6年12月31日 確定申告

法人税割額	01							5	0	0	0		
均等割額	02							5	4	5	0	0	
延滞金	03												
	04												
合計額	05							¥	5	9	5	0	0

納期限	令和7年2月28日
上記のとおり領収しました。(納税者保管)	領収日付印
中区	

参考事項

- この納付書は、法人市民税を納付する際に使用するものです。
納付場所は次のとおりです。
*横浜指指定金融機関
*横浜収納代理金融機関
*神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）
*この納付書は、コンビニエンスストア等でのお取扱いはできません。
- 普通法人等については法人税を税務署に申告納税する期限までに申告し納付していただきます。
- 納期限までに税金を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額（1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、全額は2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。）に延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%の割合を加算した割合（年14.6%を限度）（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を限度））を乗じて計算した金額を延滞金として納めていただきます。
ただし、計算された延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額を、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てます。
- 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状の発付の日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えを受けることがあります。

↑点線で3枚に切り取り、3枚1組として、提出してください。

納付書を作成する際は、振替口座番号・加入者・指定金融機関名(取りまとめ店)・郵便局取りまとめ店を赤枠のとおり記入してください。